

医療費が高額になるときは『限度額適用認定証』を提示しましょう!

窓口でのお支払い額が軽減されます

医療機関を受診するときは、原則、医療費の3割を窓口で支払いますが、入院等で医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ当組合に「限度額適用認定証」を申請して交付を受け、それを医療機関に提示すると、窓口での支払い額が下表の自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」が必要な場合は、共済事務担当課をとおして「限度額適用認定申請書」を提出してください。

(申請書は当組合のホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)

なお、「限度額適用認定証」を利用せずに医療機関に高額な医療費を支払った場合でも、自己負担限度額を超えた部分を後日(診療月から3ヵ月目以降)高額療養費として組合員の口座に送金しますので、最終的な自己負担額は同額となります。
 ※70歳以上の方(高齢受給者証をお持ちの方)は限度額適用認定証の提示は不要です。また、交通事故等の第三者加害行為による診療には使用できません。

※「限度額適用認定証」には有効期限を設けていますので、有効期限が切れましたら、速やかに当組合に戻してください。

【高額療養費(自己負担限度額)計算方法】

所得区分(標準報酬の月額)	適用区分	自己負担限度額
830,000円以上	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
530,000円~790,000円	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
280,000円~500,000円	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
260,000円以下	エ	57,600円
低所得者(住民税非課税)	オ	35,400円

・適用区分『オ』に該当する方は申請書が異なりますのでご注意ください。(添付書類として「非課税証明書」が必要です。)

【例】適用区分『ウ』の組合員が医療費100万円の診療を受けた場合の自己負担限度額 80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円

<p>●「限度額適用認定証」を提示した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口負担額 87,430円 ・一部負担金払戻金 62,400円 ⇒組合員へ送金 <p>最終的な自己負担額 87,430円-62,400円=25,030円</p>	<p>同額</p>	<p>●「限度額適用認定証」を提示しなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口負担額 300,000円(医療費の3割) ・高額療養費 212,570円 ・一部負担金払戻金 62,400円 <p>274,970円 ⇒組合員へ送金</p> <p>最終的な自己負担額 300,000円-274,970円=25,030円</p>
--	-----------	--

・一部負担金払戻金は、自己負担限度額から基礎控除額25,000円を差し引いた金額(100円未満切捨て)です。

お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413